

【新型コロナウイルス感染防止対策】
都市総務課不動産グループ
の閲覧所について

令和2年7月13日（月）から、下記の閲覧所の人数制限を緩和します。

当面の間は、閲覧所は最大**4人**まで、一人あたり最大5件までの閲覧とさせていただきます。（人数が多いとお待ちいただく場合がございます。）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- ・ 宅地建物取引業者名簿閲覧所
- ・ 不動産鑑定業者登録簿閲覧所
- ・ 不動産特定共同事業者名簿等閲覧所